

## メキシコ国一九二八年連邦民法典(一)

中 川 和 彦

はしがき

以下はメキシコ国の現行の連邦民法典の翻訳である。現行の連邦民法典は一九二八年の制定で、その国としては、一八六一年の第一次の、一八七〇年の第二次の、に次ぐ第三次の連邦民法典である。

その制定された一九二八年は、一九一〇年から始まったメキシコ革命の余燼がまだくすぶると言つてよい年であつた。一九一七年に、革命の理念を具体化した憲法が制定され、この憲法の精神に沿つて、法律制度の改革の作業も進められ、その一環として、連邦民法典の改正が企図された。その故であろう。その立法趣意書の文中に、連邦民法典の基本理念の一つとして、過度の個人主義を是正して、個人の利益と社会の利益を調和させることがあげられ、また、社会的私法典 (Código Privado Social) とどうよ様な表現が見られる。

スペインの民法学の泰斗カスタン・トヘーニャス (José Castán Tobeñas) が、ラテン・アメリカの二〇世紀の代表的民法典として、ブラジルの一九一六年民法典と並んで、メキシコの一九二八年連邦民法典をあげておられるのは、<sup>(1)</sup>このような事情もあずかっているからであらう。

なお、おことわりしておきたいことは、メキシコ国が合衆国であって、連邦制をとり、各州がそれぞれ民法典を有していること、ここで取上げているのは、正確には、その表題の示すごとく、連邦直轄区および連邦領で施行されるべく制定された民法典、ということである。しかし、近年、連邦領が次々と州に昇格したため、現在、連邦直轄区(いわゆるメキシコ市)に関する民法典となっており、翻訳のテキストとしたポルーア社版の民法典の表題も、後述のように、そうなっている。もっとも、州の民法典の多くは連邦民法典を継受、もしくは影響を受けていると言われ、また、メキシコで出版されている民法の概説書は、おおむね、連邦民法典に準拠して著述されている。翻訳はなるべく原文に忠実とし、己むを得ない箇所以外は意訳していない。そのため、日本語の文章として表現に難のある箇所もある。訳文中、条文番号の後の見出しは利用の便宜を考えて、訳者が付したものであり、また、第一項、第二項を示す①、②も、わが国の用例にならって、訳者が付したものである。

翻訳のテキストとして、左記を用いた。

*Leyes y Códigos de México: Código Civil para el Distrito Federal, Quincuagesima Edición 1982, México (Editorial Porrúa, S. A.), 682p.*

(一) *Derecho Civil Español, Común y Foral, Tomo Primero: Introducción y Parte General, Volumen Primero, Undécima Edición revisada y puesta al día por José Luis de Los Mozos, 1975, Madrid (Reus, S. A.), p. 213 y p. 222.*

『共通事項について連邦直轄区および連邦領に、連邦事項について共和国全土に適用される民法典』

共和国の憲法上の大統領は、左記の如きデクレトを本職に呈出された。

メキシコ合衆国大統領ブルタルコ・エリヤス・カーリエスはその住民に次の如く告げる。

一九二六年一月七日付デクレト、一月六日付デクレトおよび一九二八年一月三日付デクレトにより、連邦議會が本官に付与した権能を行使して、次を公布する。

共通事項について連邦直轄区および連邦領に、連邦事項について共和国全土に適用される民法典

(一九二八年三月二六日付の連邦官報紙上で公示された。一九三二年九月一日付連邦官報に公示されたデクレトにより、一九三二年一〇月一日より施行された。)

#### 前置諸規定

#### 第一条 「法律が規律する範囲」

本法典の諸規定は、共通事項については連邦直轄区を、連邦事項については共和国全域を規律するものとする。

#### 第二条 「男女の平等」

法的能力 (capacidad jurídica) は男女平等である。従って、女性は、その民事上の権利の取得および行使において、その性を理由とする制限をなんらうけない。

#### 第三条 「法律の公布」

① 法律 (Ley)、規則 (reglamento)、通達 (circular)、その他の一般に遵守されるべき処分は、官報に公告の三日後に拘束力をもち、発効する。

② 官報が発行される地と異なる地において、法律、規則、その他が公告されているとみなされ、かつ拘束力をもつためには、前項が定める期間に加えて、距離四〇キロメートル、もしくはその半数をこえる端数毎に、一日が経過することが必要である。

#### 第四条〔法律の施行時期〕

法律、規則、通達、もしくはは一般に遵守されるべき処分が施行期日を定めている場合、その公告が事前になされるのであれば、施行期日から拘束力を有する。

#### 第五条〔遡及効の禁止〕

いかなる法律も、いかなる行政処分 (disposición gubernativa) も、何人を問わず、人の損害において、遡及効を有しないものとする。

#### 第六条〔法律の優越〕

個人の意思は法律の遵守を免除せず、法律を変更もしくは改正することはできない。公共の利益に直接に影響しない私権は、その放棄が第三者の権利を侵害しないときに限り、放棄できる。

#### 第七条〔私権の放棄〕

前条の認める放棄は、放棄される権利について疑義がないように、明瞭かつ明確になされなかった場合、なんの効果も生じない。

#### 第八条〔違反行為の効力〕

禁止的法律もしくは公共の利益に関する法律の趣旨に反して執行された行為は、法律が別段の定めをなしている場合を除いて、無効とする。

#### 第九条〔法律の廃止・改正〕

法律は、明文をもって定める事後の法律により、または、事前の法律と全体的にもしくは部分的に抵触する規定を含む事後法によってのみ、廃止もしくは改正される。

#### 第一〇条〔法律違反の慣行等〕

法律の遵守に逆らつて、不適用、別段の慣習もしくは慣行を申立てることはできない。

第一条〔例外法の適用〕

一般則の例外を定める法律は、同じ法律に特に明定されていない場合には適用されない。

第二条〔メキシコ法の規律する範圍〕

メキシコの法律は、人の身分 (*Estado*) および能力に関するものも含めて、内国人であろうと、外国人であろうと、国内に住所をおこうと、通過する者であろうと、共和国内の住民全員に適用される。

第二三条〔外国で締結された契約等〕

外国において締結されたが、共和国領土内で執行されなければならない行為および契約の法的効果は本法典の諸規定により規律されるものとする。

第四条〔連邦直轄区内の不動産・動産〕

連邦直轄区内に位置する不動産、および連邦直轄区内に在る動産は、その所有主がたとひ外国人であっても、本法典の諸規定により規律されるものとする。

第五条〔法律行為の方式〕

法律行為 (*acto juridico*) は、その方式に関するすべての事項について、その通過する地の法律により規律されるものとする。ただし、連邦直轄区外に居住するメキシコ人もしくは外国人は、行為が連邦直轄区内で執行されるべきとき、本法典の定める方式に従うことは任意である。

第一六条〔連帯〕

連邦直轄区の住民は、本法典および関連法律の定める罰則の下に、連帯 (*colectividad*) を侵害しないように、その活動を行ない、その財産を利用かつ処分する義務を有する。

## 第一七条〔不当な契約の債務者の救済〕

①他人の著しき無知、著しき未経験、もしくは著しき貧窮を利用して、この他人が当事者として負担するところと明らかに均衡しない過度の利得を取得する者があるとき、損害を受ける者は契約の取消しを、これが不可能なときは、その債務の公平な減額を請求する権利を有する。

②本条の付与する権利は一年存続する。

## 第一八条〔裁判拒否の禁止〕

法律の沈黙、不明もしくは不十分は、紛争の解決を止めることを、裁判官もしくは裁判所に許さない。

## 第一九条〔裁判規範〕

民事に関する法的紛争は法律の文字、もしくははその法的解釈に従って解決されなければならないものとする。法律が欠缺するとき、法の一般原理に従って解決されるものとする。

## 第二〇条〔法律の欠缺の場合〕

権利の抵触がある場合、適用する明らかでない法律のないとき、紛争は、損害を回避しようとする者に有利に、利得を獲得しようとする者に有利にならないように判定されるものとする。紛争が平等な権利間のものである、もしくは同種の権利に関する場合は、利害関係者間のできる限りの平等を守って、判定されるものとする。

## 第二一条〔法律の不履行〕

法律の無知はその不履行の弁解とならない。しかし、裁判官は、個人の著しき知的なおくれ、通信手段からの隔絶、もしくはその悲惨な経済状況を考慮して、検察官の同意がある場合、知らなかった法律の履行の欠缺によりまねきうべき罰則を免除し、または、可能であれば、補完する期間を付与する。ただし、公共の利益に直接に影響する法律に関しない場合に限るものとする。

## 第一編 人について

### 第一章 自然人について

#### 第二条〔法的能力の始期・終期〕

自然人 (Persona física) の法的能力はその出生により取得され、死亡により失われる。しかし、個人は懐胎された時から法の保護の下に入り、本法典の宣言する効果について生まれているものとされる。

#### 第三条〔無能力者〕

未成年、禁治産 (interdicción)、および法律の定めるその他の無能力が法的人格への制限である。しかし、無能力者は、その代理人によって、その権利を執行し、もしくは債務を契約することができる。

#### 第四条〔成年者〕

成年者は、法律が定める制限を除き、自己の身体および財産を自由に処分する権能を有する。

### 第二章 法人について

#### 第二十五条〔法人〕

左記が法人 (persona moral) である。

I 国、州および市町村

II その他の、法律が認める公的性格の団体

III 組合もしくは会社 (sociedades civiles y mercantiles)

IV 労働組合 (sindicato)、専門職組合 (asociación profesional)、および、連邦憲法第一一三条第VI号にいうその他の社団

V 協同組合および相互会社 (sociedades cooperativas y mutualistas)

VI 政治的、学術的、芸術的、レクリエーション的、もしくはその他のなんらかの適法な目的を企図する、右に列挙されたもの以外の社団 (asociación)。ただし、法律により否認されていない場合に限る。

#### 第六条〔法人の権利能力〕

法人は、その設立の目的を達成するために必要であるすべての権利を行使することができる。

#### 第二七条〔法人の機関〕

法人は、法律の規定によろうと、または、設立証書およびその定款の関連規定によろうと、いずれを問わず、法人を代表する機関により行動し、かつ、債務を負う。

#### 第二八条〔適用法規〕

法人は、相応する法律、設立証書、およびその定款により規律されるものとする。

### 第三章 住所について

#### 第二九条〔自然人の住所〕

自然人の住所 (domicilio) は、住所設定の意図をもって居住する地である。これが欠ける場合、その事務の主な所在地とし、両者とも欠ける場合、現在いる地である。

#### 第三〇条〔住所設定意図の推定〕

六ヵ月以上、ある地に居住するとき、その地に住所設定の意図が推定される。この期間が経過後、右の推定の発



生を欲しない者は、一五日の期間内に、旧住所の市町村当局に、かつ、新住居の市町村当局に、旧住所の喪失および新住所の獲得を欲しない旨を届出るものとする。届出は、第三者の損害において行なわれる場合、効力を生じないものとする。

### 第三一条〔法的住所〕

人の法的住所は、たといその地に事実上いなくても、権利の行使および債務の履行のために、法律がその居所と定める地とする。

### 第三二条〔法的住所〕

左記は法的住所とみなされる。

I 親権解放宣言していない未成年者については、その親権者の法的住所

II 親権 (*patria potestad*) の下になく未成年者および無能力の成年者については、後見人 (*tutor*) の法的住所

III 現役服務中の軍人については、指定された地

IV 公務員については、六カ月以上職務を履行する地。より短期間、何んらかの任務を果す者は、その履行地においてではなく、前の住所を維持している地において住所をうる。

V 六カ月以上自由剝奪の刑に服することを宣言された者については、有罪判決後の法律関係に関しては、刑の満了する市町村。事前の関係については、受刑者は従前の最後の住所を維持するものとする。

### 第三三条〔法人の住所〕

① 法人は、その経営中枢 (*administracion*) のおかれている地にその住所を有する。

② 連邦直轄区外にその経営中枢をおいているが、区内で法律行為をなす法人は、その行為に関するすべての事項について、法律行為を執行する地に住所があるとみなされるものとする。

③本店がおかれる地と異なる地で営業する支店は、その支店の契約した債務の履行地に住所を有するものとする。

### 第三四条〔合意上の住所〕

特定の債務の履行のため合意された住所を定める権利が与えられる。

## 第四章 民事登録について

### 第一節 総則

### 第三五条〔民事登録裁判官〕

連邦直轄区の支庁の管轄区域内に居住するメキシコ人および外国人の民事身分行為 (actos del estado civil) を認可する、ならびに、出生、子の認知、養子縁組、婚姻、行政離婚および死亡に関する証書を発給すること、同じく、不在、死亡推定、裁判離婚、後見を宣告する執行力ある判決、または、財産管理の法的能力が失われるもしくは制限される執行力ある判決を登録することは、連邦直轄区内では民事登録裁判官 (Juez del Registro Civil) の担当とする。

### 第三六条〔民事登録書式〕

①民事登録裁判官は、前条にいう証書を「民事登録書式」(Formas del Registro Civil) と呼ばれる特別の書式で記載するものとする。

②記載はタイプライターにより、かつ、三通なされるものとする。

### 第三七条〔民事登録証書記載の書式〕

①民事登録の証書は、前条にいう書式でのみ記載することができる。

②この規定の違反は証書の無効を生じ、民事登録裁判官の解任をもって罰せられるものとする。

### 第三八条〔民事登録の書式〕

①民事登録の書式のいずれか一つが失われるもしくは毀損される場合、本法が第四一条でいう保存庫に保管される模範の一つから謄本が直ちに取出されるものとする。

②連邦直轄区検察庁 (Procuraduría General de Justicia del Distrito Federal) は、本規定が履行されていることを監視し、このため、民事登録裁判官、もしくは裁判所保存庫の担当官は滅失の通知を検察庁になすものとする。

### 第三九条〔民事身分の証明〕

民事身分は民事登録簿の關係記載事項によって証明される。その他の文書もしくは証明手段は、法律が明文をもつて例外とする場合を除いて、民事身分を証明するために受け入れられない。

### 第四〇条〔文書・証人による証明〕

登録簿が存在しない、滅失している、判読できない、もしくは証書が記入されていることを推測できる様式が欠缺する場合、文書もしくは証人による行為の証拠を受理できるものとする。

### 第四一条〔民事登録の書式の保存〕

民事登録の書式は連邦直轄区総務長官 (Jefe del Departamento del Distrito Federal) により、もしくはその指名する者により発行されるものとする。この書式は毎年とりかえられ、民事登録裁判官は、その年度の第一月中に直前年度の民事登録の書式を一通、連邦直轄区高等裁判所保存庫 (Archivo del Tribunal Superior de Justicia del Distrito Federal) に、他の一通を、相応する文書を添付して、書式で執務された事務所の保存庫に残すものとする。

### 第四二条〔保存義務懈怠による解任〕

前条に定めるところを履行しない民事登録裁判官は解任されるものとする。

#### 第四三条〔証書の記載の内容〕

証書には、注記もしくはことわり書きによってではなく、証書が言及する明確な行為について申述されなければならぬこと、および法律が明文をもって定めていることのみが記載されうるものとする。

#### 第四四条〔受任者〕

利害關係人が自から立会うことができないとき、その特別受任者 (mandatario especial) により代理せられうるものとする。受任者の任命は、少なくとも、二名の証人立会いで作成される私署証書に記載する。婚姻もしくは子の認知の場合、公正証書で作成された委任状、または作成者および二名の証人が署名し、この署名を公証人、家庭裁判官、少額裁判官もしくは治安判事 (Juez de lo familiar, menor o de paz) が認証した私署証書で作成された委任状を必要とする。

#### 第四五条〔民事登録証書の証人〕

民事登録の証書に関する証人は成年者とし、たとい親族であるときでも、利害關係人の指名する者が優先する。

#### 第四六条〔証書の偽造〕

証書の偽造、および法律の禁止する状況もしくは申述の証書への挿入は民事登録裁判官解任の事由となるものとし、偽造の罪について法律が定める刑罰、および損害賠償を妨げない。

#### 第四七条〔証書中の誤り・脱漏の補正〕

証書中にある誤りもしくは脱漏は、当該規則の定める補正を民事登録裁判官に義務づける。しかし、それが実質的なものでないとき、裁判によって行為の虚偽が証明されない限り、その無効は生じない。

#### 第四八条〔民事登録証書の証明書〕

すべての者は、民事登録証書の証明書、同じく、これに關係する記載および文書の証明書を請求することがで

き、登録裁判官はこれを交付する義務があるものとする。

#### 第四九条〔民事登録裁判官の除斥〕

裁判官自身の、その配偶者の、尊属および卑属の民事身分に関する行為および証書は、該裁判官により認可することができない。しかし、相当する書式で記載され、最近任命の裁判官により認可されるものとする。

#### 第五〇条〔民事登録証書の効力〕

①先行諸規定に従って作成された民事登録証書は、民事登録裁判官が、その職務執行中、その立会いで手続が行なわれたことを証明することについての完全な証拠となる。ただし、証書が虚偽であると異議を申立てうることを妨げない。

②法律の命ずるところを履行中になされた、出席者の申述は、別段の立証のなされるまで、信ずるに足りる。証書に無関係なことはすべて価値がない。

#### 第五一条〔民事身分の国外での創設〕

共和国外でメキシコ人が取得した民事身分を創設するためには、利害関係人が連邦民事訴訟法典の定めるところに従って、関係行為について届出る記録で足りるものとし、かつ、連邦直轄区もしくは州の相應する事務所において登録されることを条件とする。

#### 第五二条〔民事登録裁判官の一時的不在の場合の代行〕

民事登録裁判官は、その一時的不在の場合、管掌する支庁の最寄りの民事登録裁判官により代行されるものとする。最寄りの裁判官も欠ける場合、隣接する支庁の最近に任命される裁判官により代行されるものとする。

#### 第五三条〔検察庁の監督〕

検察庁は、民事登録の書式について、なされている事務および記載が法律にしたがっていることを監視し、何時

でも、書式を検閲し、同じく、職務執行中に違反を犯した登録裁判官を書き出す、または、吏員が犯す間違いについて行政当局に通告することができる。

## 第二節 出生証書について

### 第五四条〔出生の届け〕

出生届は、民事登録所において、もしくは出生した地の民事登録裁判官の面前で、子を届出て、なされるものとする。

### 第五五条〔届出義務者〕

①父および母、もしくはそのいずれか、父母がいない場合は、父方の祖父母、これらもない場合は、母方の祖父母は、出生日から六カ月以内に、出生を届出る義務がある。

②分娩を助けた医師、外科医もしくは助産婦は、二四時間以内に、民事登録裁判官に出生を届出る義務を有する。出産が父の家の外で生じた場合、出産のあった家の家族の長が同じ義務を有する。

③出産が民間のもしくは州の産院であった場合、前項にいう義務は、その長、もしくはその管理を担当する者が負うものとする。

④通知を受けとると、民事登録裁判官は、関連規定にしたがって、出生証書 (*acta de nacimiento*) 作成のために必要な法的手段をとるものとする。

### 第五六条〔削除〕

### 第五七条〔民事登録裁判官の欠ける場合〕

民事登録裁判官のいない村落では、場合により、支庁のもしくは市町村の事務を管掌する者に子は届出られ、こ

の者が、出生証書を記載するため、管轄登録裁判官に利害関係人が提出する、当該記録を送付するものとする。

#### 第五八条〔出生証書の内容〕

- ① 出生証書は二名の証人が立会って作成されるものとする。これには、出生の日、時、場所、被届出人の性別、与えられた氏名、同じく、生きてもしくはは死んで届出られる場合の理由、被届出人の指紋が記されるものとする。父母不詳の子として届出られる場合、民事登録裁判官は、出生簿にこの事情を記載し、氏名をつけるものとする。
- ② 出生が監禁施設内で生じた場合、民事登録裁判官は、出生者の住所として、連邦直轄区を記載しなければならぬ。

③ 本法典の第六〇条および第七七条の場合、裁判官は、父母中の父の氏、もしくは認知する者の二つの氏をつけるものとする。

#### 第五九条〔嫡出子の場合の記載事項〕

出生した子が婚姻による子として届出られる場合、両親の氏名、住所および国籍、ならびに、祖父母および届出をなした者の氏名および住所が記載されるものとする。

#### 第六〇条〔婚外子の場合の記載事項〕

① 出生証書に婚姻によらない子の父の氏名の記載をなさしめるためには、父が自ら、もしくは第四四条に定める形式で設定される特別代理人により、この旨を申請することを要し、申請は記載されるものとする。

② 母は自分の子の認知を止める権利を有しない。子の出生証書に自分の氏名を記す義務を有する。届出の際、母の氏名が記されなかった場合、被届出人は母不詳の子であると出生証書に記されるものとするが、母の搜索は、本法典の関連諸規定にしたがって裁判所でなしうるものとする。

③ 父母の氏名の他に、出生証書には、父母の国籍および住所が記載されるものとする。

④私生子 (Hijo natural) の場合、出生証書には、私生子に関することは記載されないものとする。

第六一条「登録裁判官の立会い」

父もしくは母が出頭できず、代理人もいないが、父母もしくはそのいずれか一方が登録裁判官の立会いを申請する場合、登録裁判官は、利害関係人の現在いる場所に行き、そこで、氏名を記載する申請書を利害関係人から受けとり、これは、すべて、出生証書に記されるものとする。

第六二条「姦生子」

子が姦通による場合、既婚、未婚の別を問わず、父が申請すれば、父の氏名を記載することができるものとする。しかし、夫が子を認知せず、かつ、自分の子でないと宣告する執行力のある判決 (sentencia ejecutoria) が存する場合を除いて、既婚であり、かつ夫と同居している母の氏名は記入することができない。

第六三条「嫡出父子関係」

子が、夫と生活をとにもする妻から生まれるとき、いかなる場合であっても、何人の請求によろうと、登録裁判官は、その夫以外の他の男を父として記載することができない。ただし、夫が子を認知せず、かつ、その旨を宣告する執行力のある判決が存する場合はこの限りではない。

第六四条「近親相姦による子の認知」

近親相姦の子は認知できるものとする。認知する父母 (progenitores) は、出生証書に自己の氏名を明らかにする権利を有する。しかし、出生証書には、近親相姦による子であることは記載されないものとする。

第六五条「発見された新生児」

最近出生した子を見つけた、または自己の家もしくは所有地内に最近出生した子が遺棄されている、その者は、衣類、貴重品、その他の棄児とともにあったものすべてを添付して、民事登録裁判官に届出なければならず、日、



棄児のあつた場所、同じく、その他の事情のある場合、その事情を届出るものとし、この他、検察庁が関与する。

第六六条〔発見された新生児の届出義務〕

監禁施設およびその他の共用の家の長、監督者もしくは管理者、特に、病院、産院および棄児収容所内で出生したもしくは遺棄された子に関して、病院、産院および棄児収容所の長、監督者もしくは管理者は右と同じ義務を有し、不履行の場合、支庁当局は、違反者に、管轄する地の定められた法定最低賃金の額の一〇日分ないし五〇日分の罰金を課するものとする。

第六七条〔発見された新生児の出生証書の内容〕

これらの場合に作成される証書には、第六五条が定めるすべての事項、子の外見上の年令、性別、つけられる氏名、この子を引受ける人の氏名もしくは孤児院の名称が詳細に記載されるものとする。

第六八条〔発見された新生児の身の回りの処分〕

棄児とともに、文書、宝石、その他、この子の認知を可能ならしめるものがあつた場合、民事登録裁判官は管轄検察庁でのその保管を命じ、証書にこれを記載し、その正式の受取証を、子を引取る者に引渡すものとする。

第六九条〔父の搜索〕

民事登録裁判官および第五八条により事務を補助する証人が、父の搜索をなすことは絶対に禁止される。出生証書には、虚偽の疑いがあるようであっても、子を届出る者が申述しなければならぬことのみが記載されるものとする。ただし、虚偽は刑法典の諸規定にしたがつて罰せられることを妨げない。

第七〇条〔船舶上の出生〕

出生が内国船舶上で生じたとき、利害関係人は、それぞれの場合、第五八条ないし第六五条にいう事項が明らかになるよう、行為の記録を作成せしめ、船長もしくは船主および乗船中の証人二名の認証を請求するものとし、証

人のない場合、この事態を明記する。

#### 第七条〔船舶上の出生〕

船舶が寄港する内国の最初の港で、利害関係人は、前条のいう書類を、その内容を証書に記載するため、民事登録裁判官に引渡すものとする。

#### 第七条〔船舶上の出生〕

港にこの種の吏員がいない場合、右の記録は地方の官憲に引渡され、この者が、直ちに、父母の住所の民事登録裁判官に送付するものとする。

#### 第七条〔外国船舶上の出生〕

出生が外国船舶上で生じた場合、登録の手續に関して、第一条に規定するところが遵守されるものとする。

#### 第七条〔陸上旅行中の出生〕

出生が陸上旅行中に生じた場合、先に定めた原則にしたがって、出生した地もしくは父母の住所で登録することができる。第一の場合、父母の住所の民事登録裁判官への証書の謄本の送付を請求すると、謄本が送付され、第二の場合、登録が、第五五条にいう期間に距離二〇キロメートル毎、および一〇キロメートルをこえる端数につき一日を加えた期間内になされるものとする。

#### 第七条〔死亡した新生児の登録〕

出生の通知に際して、最近出生した子の死亡も通知される場合、当該民事登録の書式で、一通は出生証書、他の一通は死亡証書と二通の証書が作成されるものとする。

#### 第七条〔複数分娩の場合の出生証書〕

複数分娩の場合、証書は生まれる子、各々について作成されるものとし、これには、第五八条にいう要件に加え

て、医師、外科医、助産婦、もしくは分娩を手伝った者がもたらす通知によって、生まれた子を識別する特色および出生の順序が記載され、さらに、被届出人の指紋が押されるものとする。民事登録裁判官が証書を記述する。

### 第三節 認知証書について

#### 第七七条 「認知証書の効果」

私生子の父もしくは母、または両者が、その出生が登録されるため、出生を届出する場合、出頭する父もしくは母について、証書は法的認知 (reconocimiento legal) のすべての効果を有するものとする。

#### 第七八条 「出生登録後の認知」

私生子の認知が出生登録の後になされる場合、別個の証書が作成されるものとする。

#### 第七九条 「成年の私生子の認知」

成年の私生子の認知は、関係証書中のこの成年の私生子の明文の同意を要する。

#### 第八〇条 「他の手段による認知」

認知が本法典の定めるその他の手段のいずれか一つによりなされる場合、これを証する文書の原本もしくは認証謄本が登録を担当する吏員に一五日の期間内に提出されるものとする。本節および本編第七章第六節に定めるその他の規定を遵守して、右にいう文書の関係部分が証書に挿入されるものとする。

#### 第八一条 「登録の欠缺と認知の効果」

右の法条の場合、登録の欠缺は、本法典の諸規定に従ってなされた認知の法的効果を妨げない。

#### 第八二条 「出生証書後の認知証書」

出生証書の後で作成された認知証書 (acta de reconocimiento) には、出生証書についてが記載がなされ、相当

する注記が認知証書になされるものとする。

第八三条〔異なる事務所に提出された認知証書〕

認知が、出生証書が作成された事務所と異なる事務所でなされる場合、認知証書を認証する民事登録裁判官は、該証書に記載をなすため、出生を登録した事務所の担当吏員に、認知証書の謄本を送付するものとする。

#### 第四節 養子縁組証書について

第八四条〔養子縁組証書〕

養子縁組を許可する裁判所の確定決定が言いわたされると、裁判官は、養親の出頭の上で、相当する証書が作成されるように、八日の期間内に、管轄する民事登録裁判官に、手続の認証謄本を送付するものとする。

第八五条〔証書の登録の欠歟〕

養子縁組の登録の欠歟は、養子縁組の法的効果を妨げない。しかし、欠歟の有責者は第八一条にいう罰則を受ける。

第八六条〔証書の内容〕

養子縁組証書 (*acta de adoption*) には、養親および養子の氏名および住所、養子縁組にその同意が必要である者の氏名およびその他の一般事項、ならびに、証人として関与する者の氏名および住所が記載されるものとする。証書には、裁判所の決定の基本的事項が挿入されるものとする。

第八七条〔養子出生証書の登録〕

養子縁組証書が作成されると、養子の出生証書が登録され、相当する手続の謄本が保管され、養子縁組証書と同じ番号が付される。

第八八条〔養子縁組無効の決定〕

養子縁組が効果を生じないと決定する裁判官もしくは裁判所は、養子縁組証書を取り消し、かつ出生証書に注記するため、民事登録裁判官に、その決定の認証謄本を八日の期間内に送付するものとする。

第五節 後見証書について

第八九条〔後見証書の登録〕

後見許可の決定が言いわたされ、民事訴訟法典の定める条件で公示されると、家庭裁判官 (Juez de lo Familiar) は、該証書を作成するため、民事登録裁判官に、右の決定の認証謄本を送付するものとする。保佐人 (curador) は本条の履行を看守する。

第九〇条〔登録の欠缺〕

後見の登録の欠缺は、その職務の執行に後見人が入るのを妨げず、後見人と交渉しないための理由として、何人も、援用することができないものとする。

第九一条〔後見証書の記載事項〕

後見証書 (acta de tutela) には左記が記載されるものとする。

- I 無能力者の氏名および年令
- II 後見が許可される理由である無能力の種類
- III 後見の許可前に無能力者を親権の下においていた者の氏名および一般的事項
- IV 後見人 (tutor) および保佐人の氏名、年令、職業および住所
- V 後見人の差入れる担保。担保が保証からなる場合、保証人の氏名および一般的事項を明記する。または、担

保が抵当権もしくは質権からなる場合、財物の所在地およびその他の特色を明記する。

Ⅵ 許可の決定を言いわたした裁判官の氏名、および決定の日付

第九二条〔無能力者の出生証書の登録〕

後見証書が作成されると、無能力者の出生証書に注記されるものとする。登録事務所のない場合、第八三条に規定するところが遵守される。

第六節 親権解放証書 (acta de emancipación) について

第九三条〔婚姻による親権解放〕

婚姻を理由とする親権解放の場合、証書は別個に作成されない。その記載のためには、婚姻証書で足りるものとする。

第九四条〔削除〕

第九五条〔削除〕

第九六条〔削除〕

第七節 婚姻証書について

第九七条〔婚姻申請書〕

① 婚姻を希望する者は、いずれか一方の住所の民事登録裁判官に、左記を記載する書面を提出するものとする。

I 婚姻を希望する者、および、その父母が知られている場合、父母の、氏名、年令、職業および住所。婚姻を希望する者の一方もしくは双方が既婚者である場合、前婚の相手の氏名、その解消の事由、およびその日付を

記載されるものとする。

II 婚姻するための法定の欠格事由のないこと

III 婚姻で結ばれることが自己の意思であること

②この書面は申請者により署名されなければならない。そして、字を書くことができず、もしくは字を書くことを知らない者がある場合、成年で、近隣の、知られた他の者がこれをなすものとする。

第九八条〔申請書への添付書類〕

前条にいう書面に左記が添付されるものとする。

I 婚姻を希望する者の出生証書、証書がない場合、男が一六歳以上であり、女が一四歳以上であることが、外見上、明白でないとき、その年令を明らかにする医師の意見書

II 婚姻が行なわれるための第一四九条、第一五〇条および第一五一条にいう者の同意を記載する記録

III 成年の証人二名の、婚姻を希望する者を知っていることの申述、および、婚姻するための法定の欠格事由を有しないことが明らかであることの申述。婚姻希望者双方を知る二名の証人のない場合、各々について二名の証人が出頭しなければならない。

IV 婚姻を希望する者が梅毒、結核、その他の伝染的かつ遺伝的の、慢性かつ治癒不可能の疾病にかかっていないことを、真実を述べる誓約の下で、保証する、資格ある医師の署名した証明書

公的性格の保健業務を担当する医師は生活困窮者のため、この証明書を無償で発給する義務がある。

V 婚姻を希望する者が現在の財産および婚姻中取得する財産に関して締結しなければならない約定。この約定には、婚姻が夫婦組合制の下で、もしくは財産分離制の下で結ばれているか、明確に記載されるものとする。婚姻を希望する者が未成年である場合、婚姻の挙式のためにその同意が必要である者が約定を認可しなけ

ればならない。婚姻を希望する者が財産を有しないことを理由にしても、この約定の提出を免れることができない。財産を有しない場合、婚姻中に取得する財産を対象とするものとする。約定の作成に際して、第一八九条および第二一一条に定めるところが考慮されるものとし、民事登録吏員は、この点について特に留意しなければならず、約定が手続を履んで作成されたことを知るために必要とすべてを利害関係人に説明する。

第一八五条に規定するところに従って、婚姻契約が公正証書に記載することが必要である場合、公正証書による文書が添付されるものとする。

Ⅵ 婚姻希望者の一方が寡婦もしくは鰥夫である場合、死亡した配偶者の死亡証書の謄本、または、婚姻を希望する者の一方がかつて結婚したことがある場合、離婚判決もしくは婚姻無効判決の決定的部分の謄本

Ⅶ 欠格事由 (impedimento) のある場合、その特免の謄本

#### 第九九条 「文言の夫婦財産契約の作成」

婚姻を希望する者が、教育を受けていないため、前条第Ⅴ号にいう約定を作成することができない場合、婚姻を希望する者自身が提供する資料をもって、民事登録裁判官がそれを作成する義務を有するものとする。

#### 第一〇〇条 「署名の調査」

前諸条が列举する要件をみたす婚姻の申請の届出をうける民事登録裁判官は、同意を出さなければならぬ婚姻を希望する者および尊属もしくは後見人が裁判官の前でかつ個別に自己の署名を調べさせるものとする。第九八条第Ⅲ号にいう証人の申述は、同じ民事登録裁判官の立会いの上、真実を述べる誓約の下で、追認されるものとする。この裁判官は、必要と判断するとき、提出された医師の証明書に記された署名の真正さを確認するものとする。

#### 第一〇一条 「婚姻の挙式の場所・日時」



婚姻は、民事登録裁判官の指示する場所、日時に、八日以内に挙式されるものとする。

第一〇二条〔婚姻の挙式〕

① 婚姻挙式のため指定された場所、日時に、民事登録裁判官の前に、婚姻を希望する者、もしくは、第四条に定める形式で設定された特別代理人、および婚姻を希望する者各々について二名の証人が出席しなければならず、これらの者は、本人であることを証明する。

② 引続き、民事登録裁判官は、婚姻の申請書、これに添付して届出られた文書、および執り行なった手続を、高い声で読上げ、証人に、婚姻を希望する者が、申請書にいうのと同じ人物であるか、問いたすものとする。肯定の場合、婚姻を希望する者各々に、婚姻を結ぶことがその意思であるか、と、そして、肯定の場合、法律と社会の名において結ばれたと宣言するものとする。

第一〇三条〔婚姻証書の内容〕

① それから、左記が記載される婚姻証書 (acta de matrimonio) が作成されるものとする。

I 夫婦の氏名、年令、職業、住所、および出生地

II 成年もしくは未成年であるか

III 両親の氏名、職業および住所

IV 両親、祖父母もしくは後見人、またはこれに代る官公署の同意

V 婚姻のための欠格事由のないこと、またはこれが特免されたこと

VI 婚姻で結ばれることが自己の意思であるという婚姻希望者の申述、および、裁判官が法律と社会の名において行なつて、結ばれているという申述

VII 夫婦組合制 (régimen de sociedad conyugal) もしくは財産分離制 (régimen de separación de bienes) の

下で婚姻を契約する、夫婦の申述

Ⅷ 証人の氏名、年令、民事身分、職業および住所、証人が夫婦の親族であるか否かの申述、および、親族である場合、親等、直系もしくは傍系の申述

Ⅸ 前条の要求する方式が満足されていること

② 証書には民事登録裁判官、夫婦、証人、および、参加したその他の者が、署名の仕方を知っており、可能である場合、署名するものとする。

③ 証書には夫婦の指紋が押されるものとする。

### 第一〇三条ノ二〔一括挙式〕

婚姻の一括挙式は、前諸条のいう方式の厳格な履行を裁判官に免除しない。

### 第一〇四条〔虚偽申述〕

虚偽の事実を悪意に申述する婚姻希望者、婚姻希望者の申述の正確さもしくは本人であることをいつわって肯定する証人、ならびに、第九八条第Ⅳ号にいう証明書の発給に際して、いつわって作成する医師は、相当する刑事訴追を行なうため、検察庁に告発されるものとする。婚姻を希望する者の父母もしくは後見人と、いつわって、みなされようとする者についても、同じとする。

### 第一〇五条〔欠格事由の告発〕

婚姻を希望する者が婚姻を結ぶための欠格事由を有することを知る民事登録裁判官は、証人二名の立会いの上、証書を作成し、これに、欠格事由の存在を推測せしめる資料を記載するものとする。告発のあった場合、告発者の氏名、年令、職業、身分および住所が証書に記載せられ、文字通りに、告発が挿入されるものとする。告発に關与した者が署名した証書は、欠格事由の評定をなすため、管轄する第一審裁判官に送付されるものとする。

第一〇六条〔告発できる者〕

欠格事由の告発は、何人によってもなすことができる。虚偽である告発は、告発者を、民事に関する偽証について定められた刑罰に服せしめる。欠格事由がないと宣告されると、告発者は、費用および損害賠償の支払に問われるものとする。

第一〇七条〔告発のあった場合の手續〕

第一審裁判官に証書を送付する前、民事登録裁判官は、婚姻を希望する者に、告発された欠格事由がその一方のみに関するものであっても、知らせるものとし、欠格事由を判定する判決が執行力をもたらずまで、その後の一切の手續を差控える。

第一〇八条〔匿名の告発〕

匿名の告発、または告発者が自ら現れない場合、その他の手段による告発は、確認されたときに限り、受理されるものとする。この場合、民事登録裁判官は、管轄する第一審の司法当局に説明し、この機関が決定するまで、すべての手續を停止するものとする。

第一〇九条〔告発の取下げ〕

欠格事由の告発があると、その不存在を宣告するまたは欠格事由の特免が得られる判決が言いつたされない間、告発が取下げられても、婚姻を挙式することができないものとする。

第一一〇条〔欠格事由のある婚姻の認可の罰則〕

法定の欠格事由がある、または欠格事由について告発があることを知りながら、婚姻を認可する民事登録裁判官は、刑法典の定めるところにしたがって処罰されるものとする。

第一一一条〔婚姻の認下申請を拒絶できる場合〕

民事登録裁判官は、申請書の表現により、利害関係人を知っていることにより、もしくは正式の告発により、婚姻を希望する者の一方もしくは双方が婚姻を締結するための法定の資格を有しないことを知るときに限り、婚姻の認可を拒否できるものとする。

#### 第一一二条〔挙式遅延の罰則〕

正当な理由なしに、婚姻の挙式をおくらせる民事登録裁判官は、第一回目は一〇〇〇ペソの罰金をもって、再度の場合は、解任をもって処罰されるものとする。

#### 第一一三条〔真実の申述〕

①婚姻の申請を受理した民事登録裁判官は、真実を述べる誓約の下で、本人であること、および婚姻する資格について保証するため、適切とみなす、すべての陳述を婚姻を希望する者に求める完全な権限を有する。

②また、利害関係人が届出る証人、婚姻を希望する者の父母もしくは後見人として表示される者、ならびに、第九条第四号の要求する証明書に署名する医師に、誓約の下で、陳述を求めることができるものとする。

### 第八節 離婚証書について

#### 第一一四条〔離婚証書の作成〕

離婚を命ずる執行力のある判決は、当該証書を作成するため、民事登録裁判官に謄本が送付されるものとする。

#### 第一一五条〔行政上の離婚証書の内容〕

行政上の離婚証書 (*acta de divorcio administrativa*) は、夫婦が事前に申請書を提出して、本法典第二七二条の定める条件で作成されるものとし、申請者の氏名、年齢、職業および住所、婚姻を挙式した日付および役場の場所、ならびに、当該証書の組番号が記載されるものとする。

第一一六条〔婚姻証書への注記〕

証書が作成されると、離婚者の婚姻証書に注記され、離婚に関する行政上の宣言の謄本が証書と同一の番号で保管されるものとする。

第九節 死亡証書について

第一一七条〔埋葬・火葬の許可〕

いかなる埋葬も火葬も、民事登録裁判官の発給した書面による許可なしに、なされない。民事登録裁判官は、法的に授權された医師の発行した証明書をもって、死亡を確認するものとする。管轄官公署が別段の命令を下す場合を除き、埋葬もしくは火葬は、死亡から二四時間経過しない限り、開始されないものとする。

第一一八条〔死亡証書の内容〕

死亡証書 (acta de fallecimiento) には、民事登録裁判官が要求する資料、もしくはなされた申述が記載されるものとし、二名の証人がこれに署名する。証人には、場合により、親族がいれば、親族、または隣人が優先してなる。

第一一九条〔死亡証書の記載事項〕

死亡証書には左記が記載されるものとする。

- I 死者の氏名、年令、職業および住所
- II 死者の民事身分、既婚、または寡婦もしくはは寡夫の場合、その配偶者の氏名
- III 証人の氏名、年令、職業および住所、ならびに、証人が親族である場合、その親等
- IV 死者の父母がわかる場合、父母の氏名

V 死を決定した病名、特に、遺体が埋葬された場所

VI 死亡時間がわかる場合、その時間、ならびに、暴力による死亡の場合、もっているすべての資料

### 第二二〇条〔死亡届の義務者〕

死亡のあった家に住む者、監禁施設、病院、学校もしくはその他の共用の家の長もしくは管理者、旅館、宿屋もしくは近隣の家の宿泊者は、死亡から二四時間以内に、民事登録裁判官に通知する義務を存し、義務不履行の場合、五〇〇ペソないし五〇〇〇ペソの罰金で処罰されるものとする。

### 第二二一条〔民事登録事務所のない村落における届出〕

民事登録事務所のない場所もしくは村落で死亡があった場合、市町村当局が、当該証書を作成するため、管轄民事登録裁判官に送付する、当該記録を作成するものとする。

### 第二二二条〔不自然の死の疑いの通知〕

民事登録裁判官が、死亡が不自然であると疑う場合、検察庁に通告し、法律に従った調査をなすため、有する情報を、すべて、知らせるものとする。死者の氏名が不詳の場合、死者の人相、着衣および死者の所持品の特色、ならびに、身柄を明らかにするに役立つ、すべての事項が記載されるものとする。さらに、より大きな資料が取得されるるとき、証書に記入のため、民事登録裁判官に通知されるものとする。

### 第二二三条〔遺体の識別困難の場合〕

洪水、難船、火災、もしくは、その他、遺体の識別が容易ではない災害の場合において、可能である限り、遺体の人相、着衣および所持品の特色を明記して、遺体を収容した者が提供する資料で証書が作成されるものとする。

### 第二二四条〔遺体のない場合〕

遺体は現われないが、災害の場所で死亡した者がいることが知られている場合、証書には、現われない者を知っ

ている者の氏名、および事件について取得できる、その他の資料が記載されるものとする。

第一二五条〔航海中の死亡〕

内国船に乗船中、洋上で死亡の場合、もしくは内国の空域で死亡の場合、証書は、可能である限り、第一一九条に規定する方式で作成されるものとし、船長、機長、船主もしくは機主が認証し、この他に、第七一条および第七二条で出生について規定するところをなすものとする。

第一二六条〔住所外での死亡〕

住所地以外の地で死亡したとき、その住所地の民事登録裁判官に、当該帳簿に記録されるため、証書の認証謄本が送付されるものとする。

第一二七条〔軍事死亡〕

軍隊もしくは軍の支隊の長は、戦闘中に起った死亡、もしくは、その他の勤務行為における死亡を、民事登録裁判官に通知する義務を有し、兵籍原簿に記載する。

第一二八条〔死刑の場合〕

裁判所は、死刑判決の執行から二四時間以内に、執行の行なわれた地の民事登録裁判官に通知を送付することに留意する。この通知は、執行を受けた者の氏名、年令、身分および職業が記載されるものとする。

第一二九条〔獄死の状況の記載禁止〕

監禁施設内における変死のすべての場合、これらの事情の記載は登録簿にされないものとし、証書には、第一一九条に規定するその他の要件のみが記載されるものとする。

第一三〇条〔削除〕

第一〇節 民事身分を宣言するもしくは変更する、執行力ある判決の登録について

第一三一条 「民事身分に関する判決の登録」

不在、死亡の推定、後見、離婚を宣言する、または財産管理能力を喪失させるもしくは制限する裁判所は、八日の期間内に、管轄する民事登録裁判官に、当該の執行力ある判決の認証謄本を送付するものとする。

第一三二条 「出生証書・婚姻証書への注記」

民事登録裁判官は、それぞれの場合、出生証書および婚姻証書に相当する注記をなし、通知を受けた裁判所の決定の基本資料を挿入するものとする。

第一三三条 「登録の取消し」

管理する法的能力を回復する、養子縁組が解消される、または、不在と宣告されていたもしくは死亡が推定されていた者が現われるとき、民事登録裁判官に、利害関係人、および所管官公署が、前条にいう登録を取消すため通知をなすものとする。

第一一節 民事登録証書の訂正、変更および調整

第一三四条 「民事身分証書の訂正・変更」

民事身分証書の訂正もしくは変更は、裁判所において、かつ、裁判所の判決によってのみなすことができる。ただし、父が自己の子について自己の意思でなす認知はこの限りでなく、これは本法典の諸規定にしたがうものとする。

第一三五条 「訂正の事由」

訂正の事由は左記とする。



I 登録された事件が生じなかったことが申立てられるとき、虚偽により

II 本質的であると否とを問わず、何らかの名前もしくはその他の事情の変化が申請されるとき、修正により  
第一三六条〔訂正申請できる者〕

左記の者は民事身分の証書の訂正を申請できる。

I 自己の身分が問題とされている者

II 何人かの民事身分と関連するものとして証書に記載されている者

III I号およびII号に含まれる者の相続人

IV 第三四八条、第三四九条および第三五〇条により、これら法条中で取上げられる訴を継続もしくは提起できる者

第一三七条〔訂正判決の方式〕

証書の訂正判決は、民事訴訟法典中に定める方式で行なわれるものとする。

第一三八条〔判決の記載〕

執行力をもたらず判決は民事登録裁判官に通知せられ、この者は、判決が訂正を許容するか、拒否するか、のい  
かんを問わず、異議の対象である証書の欄外にこれを記載するものとする。

第一三八条ノ二〔基本資料に影響しない事項の訂正〕

登録簿中に、タイプライターの、正字法の、もしくは、民事身分証書の基本資料に影響しない、その他の誤りがあるとき、民事身分の証書の解明が行なわれ、民事登録中央局で手続が行なわれなければならない。

(なかがわ・かずひこ 本学教授)

〔付記。本稿は昭和五七年度成城大学特別研究助成に基づく共同研究「女性の地位についての国際的比較研究」の成果の一部である。〕